

令和5年2月 香美町教育委員会（定例会）会議録

【開会・閉会の年月日】

令和5年2月22日（水）午後1時20分～午後3時45分

【場所】

香美町役場2階 第2会議室（香美町香住区香住870番地の1）

【会議に出席した者の職・氏名】

教育長	前田 毅
教育委員	安田 優二
	多田 好江
	田路 一成
	上田 美登里

事務局

教育総務課長	清水 幸信
こども教育課長	丹後谷 智
生涯学習課長	井口 晃
教育総務課副課長	山田 貴広
こども教育課副課長	井上 修三
生涯学習課副課長	田中 利彦
教育総務課主幹	宮脇 秋子

【会議に欠席した委員の職・氏名】

なし

【議事日程】

会議に付した事件も、同じく別紙議事日程のとおりである。

1 開会

（教育長）開会宣言

2 会議録署名委員の決定

（教育長）会議録署名委員に多田委員を諮り、全員承認

3 会期の決定

（教育長）会期は本日1日限り

4 会議録の承認

前回会議録を会議に諮り、全員承認

5 教育長報告

1月26日から2月21日までの期間（前回の教育委員会～昨日）に開催、出席した会議・行事などについて資料により報告した。

6 議事

(1) 議案第2号 香美町子ども・子育て会議設置条例等の一部を改正する条例制定に関する意見について

（こども教育課長）

条例改正の趣旨及び内容について説明

- 令和4年6月22日に公布された「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」において、こども家庭庁設置法に関する法律の改正が行われ、この中で「子ども・子育て支援法」及び「学校教育法」が改正されたことに伴い、これらに関する町条例の改正を行う。
- 改正の趣旨が同じ3本の条例を合わせて1条例として提案するもので、第1条で「香美町子ども・子育て会議設置条例の一部改正」を、第2条で「香美町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正」を、第3条で「香美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正」を行う。
- 「香美町子ども・子育て会議設置条例の一部改正」では、香美町子ども・子育て会議の設置の根拠としている子ども・子育て支援法の「第77条」が、改正により「第72条」に繰り上がったことにより表記を改める。
- 「香美町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正」では、改正前の子ども・子育て支援法の第19条には第1項と第2項が規定されており、今回の法律の改正により、第2項が削除され第1項のみとなったことにより、表記を「第19条第1項」から「第19条」に改める。
- 「香美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正」では、子ども・子育て支援法の改正により、「第19条第1項」の表記を「第19条」に改める。学校教育法の改正により、第25条に第2項及び第3項が追加されたことにより、表記を「第25条」から「第25条第1項」に改める。厚生労働省から内閣府に事務移管されたことに伴い、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
- 令和5年4月1日施行

<議案第2号 質疑なし>

（教育長）

議案第2号を会議に諮り、全員異議なく承認

(2) 議案第3号 香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び香美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定に関する意見について

（こども教育課長）

条例改正の趣旨及び内容について説明

- 令和4年12月16日に公布された「民法等の一部を改正する法律」の一部施行により、民法において「子の人格の尊重等」について新たな規定が追加されるとともに、親権者等に監

護及び教育に必要な範囲で認めていた「懲戒権」に関する規定が削除された。このことにより、厚生労働省令の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び内閣府令の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正されたことに伴い、これらに係る町条例の改正を行う。

- 改正の趣旨が同じ2本の条例を合わせて1条例として提案するもので、第1条で「香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」を、第2条で「香美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正」を行う。
- 少人数を対象とする家庭的保育事業等については、本町では実施していないが、いずれの条例とも、国の省令等に準じて町条例で定めておかなければならない基準である。
- 「香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」では、第13条で「懲戒に係る権限の濫用禁止」について規定しているが、懲戒権そのものを規定する必要がなくなったため、この規定を削除する。
- 「香美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正」では、第26条で「懲戒に係る権限の濫用禁止」について規定しているが、この規定を削除する。第26条を「削除」に改めることにより、第50条において「第23条から第33条まで」を準用するとしている規定から第26条を除外するため「第23条から第25条まで及び第27条から第33条まで」と改め、第51条第3項においても同様の改正を行う。
- 条例の施行日は公布日とする。

<議案第3号 質疑なし>

(教育長)

議案第3号を会議に諮り、全員異議なく承認

(3) 議案第4号 香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び香美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定に関する意見について

(こども教育課長)

条例改正の趣旨及び内容について説明

- 昨年9月に静岡県牧之原市の認定こども園において送迎バスに園児が置き去りにされ亡くなるという事案が発生したことを受け、令和4年11月30日に公布された「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」及び令和4年12月28日に公布された同じ省令名の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」により、保育所等を含む児童福祉施設、家庭的保育事業所等、放課後児童健全育成事業所などの設備及び運営に関して、それぞれ厚生労働省が定める基準が改正されたことに伴い、これらに係る町条例の改正を行う。
- 改正の趣旨が同じ2本の条例を合わせて1条例として提案するもので、第1条で「香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」を、第2条で「香美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」を行う。いずれの条例とも、国の省令に準じて町条例で定めておかなければならない基準である。
- 「香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」では、第7条の次に、新たに「安全計画の策定等」に関して第7条の2を、「自動車を運行する場合の

所在の確認」に関して第7条の3を加える。第10条では、「家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備や職員を兼ねることができる場合」について規定しているが、これに「保育に支障がない場合に限り」とする規定を加え、ただし書を削除することにより、保育に支障がない場合にあつては、保育室などの設備を他施設と兼ねたり、保育に直接従事する職員を他施設と兼ねたりすることができるよう改める。第14条では、家庭的保育事業者等において感染症又は食中毒が発生したり、まん延したりすることのないよう、「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」としているが、その「必要な措置」について、「職員への研修及び訓練を定期的実施すること」として具体的な措置を明記するよう改正する。施行期日は令和5年4月1日とし、第7条の3で新たに規定する「自動車を運行する場合の所在の確認」については、令和6年3月31日までの間の経過措置を設けている。

→「香美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」では、第6条の次に、新たに「安全計画の策定等」に関して第6条の2を、「自動車を運行する場合の所在の確認」に関して第6条の3を加える。第12条の次には、新たに「業務継続計画の策定等」に関して、第12条の2を加える。第13条では、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生したり、まん延したりすることのないよう、「職員への研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない」として具体的な措置を明記するよう改正する。施行期日は令和5年4月1日とし、第6条の2で新たに規定する「安全計画の策定等」については、令和6年3月31日までの間の経過措置を設けている。

<議案第4号 質疑なし>

(教育長)

議案第4号を会議に諮り、全員異議なく承認

(4) 議案第5号 債権を放棄することに関する意見について

(教育総務課長)

債権放棄の内容について説明

→債権を放棄する債権の額：香美町外Aが39,060円、香美町外Bが31,740円の学校給食費2件

→放棄の理由：当該債権について消滅時効にかかる期間が満了しており、債務者が居所不明により民法第145条に規定する援用の確認が取れないため徴収困難である。

<議案第5号 質疑なし>

(教育長)

議案第5号を会議に諮り、全員異議なく承認

(5) 議案第6号 香美町立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則を定めることについて

議案第7号 香美町学校給食費補助金交付要綱を定めることについて

(教育総務課長)

議案第6号規則改正及び議案第7号要綱制定の趣旨及び内容について説明

→来年度から就学前施設と小中学校の給食費を完全無償化にするため改正等を行う。

→香美町立学校給食センター管理規則の一部改正は、現在、附則第2項で新型コロナウイルス感染症の影響に係る給食費の特例として2学期・3学期の給食費を免除しているが、この部

分を令和5年4月1日から当分の間免除するという内容に改正する。これにより、幼稚園、小学校、中学校の給食費が無料となる。

→香美町学校給食費補助金交付要綱の制定は、香美町立学校給食センター管理規則の一部改正では無償化の対象とならない園児・児童・生徒に対し、給食費相当額を補助金として交付することにより、実質無料にしようとするもの。食物アレルギーで給食の提供を受けることができないために弁当を持参する園児・児童・生徒や特別支援学校に在籍する町内在住の児童・生徒を補助対象とする。

→令和5年4月1日施行

<議案第6号及び議案第7号 質疑なし>

(教育長)

議案第6号を会議に諮り、全員異議なく可決

議案第7号を会議に諮り、全員異議なく可決

(6) 議案第8号 香美町認定こども園等給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を定めることについて

(こども教育課長)

要綱改正の趣旨及び内容について説明

→昨年9月から、保育所及び認定こども園の給食の無償化を今年度に限り実施してきたが、来年度以降も無償化の取組を継続して行うため、町外の施設を利用する園児の給食費に対する補助を継続して行うことができるよう要綱を改正する。

→令和5年4月1日施行とし、令和5年3月31日限りでこの要綱が失効するとした規定を取り消す規定は公布日から施行する。

<議案第8号 質疑なし>

(教育長)

議案第8号を会議に諮り、全員異議なく可決

(7) 議案第9号 香美町保育の必要性の認定に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を定めることについて

議案第10号 香美町実費徴収に係る補足給付事業実施要綱及び香美町保育料軽減事業実施要綱の一部を改正する要綱を定めることについて

議案第11号 香美町立柴山保育所運営規程等の一部を改正する規程を定めることについて

(こども教育課長)

議案第9号規則改正、議案第10号要綱改正及び議案第11号規程改正の趣旨及び内容について説明

→「香美町保育の必要性の認定に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を定めることについて」は、子ども・子育て支援法の改正による「第19条第1項」の表記を「第19条」に改めるものであり、改正の趣旨が同じ3本の規則を合わせて1規則として提案するもので、第1条で「香美町保育の必要性の認定に関する条例施行規則の一部改正」を、第2条で「香美町家庭的保育事業等の設置認可に関する規則の一部改正」を、第3条で「香美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正」を行う。

- 「香美町保育の必要性の認定に関する条例施行規則の一部改正」では、子ども・子育て支援法の改正のほか、教育・保育給付費支給認定証の交付に関する規定に関して、教育委員会が認定証を交付するよう改める。
- 「香美町実費徴収に係る補足給付事業実施要綱及び香美町保育料軽減事業実施要綱の一部を改正する要綱を定めることについて」は、子ども・子育て支援法の改正による「第19条第1項」の表記を「第19条」に改めるものであり、改正の趣旨が同じ2本の要綱を合わせて1要綱として提案するもので、第1条で「香美町実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正」を、第2条で「香美町保育料軽減事業実施要綱の一部改正」を行う。
- 「香美町立柴山保育所運営規程等の一部を改正する規程を定めることについて」は、子ども・子育て支援法の改正による「第19条第1項」の表記を「第19条」に改めるものであり、改正の趣旨が同じ3本の規程を合わせて1規程として提案するもので、第1条で「香美町立柴山保育所運営規程の一部改正」を、第2条で「香美町立小代認定こども園運営規程の一部改正」を、第3条で「香美町立幼稚園運営規程の一部改正」を行う。第3条では、利用定員の規定について表記を整理する。
- いずれの改正も令和5年4月1日施行

<議案第9号、議案第10号及び議案第11号 質疑なし>

(教育長)

- 議案第9号を会議に諮り、全員異議なく可決
- 議案第10号を会議に諮り、全員異議なく可決
- 議案第11号を会議に諮り、全員異議なく可決

(8) 議案第12号 香美町新型コロナウイルス感染症感染拡大防止保育環境改善等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を定めることについて

(こども教育課長)

要綱改正の趣旨及び内容について説明

- 私立保育所が新型コロナウイルス感染症対策の実施に必要な経費について、国や県からの補助金を財源として活用し、町が補助金を交付しているものだが、国の要綱が改正されたため、これに準じた内容に改正する。
- 通常保育と延長保育のどちらの場合も、「新型コロナウイルスの感染者又は濃厚接触者が発生した場合に」とする条件を付して、補助事業対象経費については、感染者等発生後の消毒作業等に係る人件費や衛生用品の購入費用とし、備品や感染者等発生前の物品の購入費用は対象外とするよう改正を行う。
- 令和5年4月1日施行

<議案第12号 質疑なし>

(教育長)

- 議案第12号を会議に諮り、全員異議なく可決

(9) 議案第13号 令和5年度香美町立小学校及び中学校修学旅行費臨時支援補助金交付要綱を定めることについて

(教育総務課長)

要綱制定の趣旨及び内容について説明

- 来年度の修学旅行にかかる補助金について、コロナを要因として発生したキャンセル料のみ補助対象とし、これに対応した補助金交付要綱を定める。
- 児童生徒が新型コロナウイルス感染症の感染者または濃厚接触者となって修学旅行に参加できなかった場合に負担したキャンセル料の実費、新型コロナウイルス感染症の影響により、その学校の修学旅行全体を中止または延期した場合に生じたキャンセル料の実費を補助対象とする。
- 施行日は公布の日からとし、令和5年度限りの要綱とする。

<議案第13号 質疑なし>

(教育長)

議案第13号を会議に諮り、全員異議なく可決

(10) 議案第14号 香美町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を定めることについて

(生涯学習課長)

規則制定の趣旨及び内容について説明

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会について、必要な事項を定める。
- 学校運営協議会は、学校運営及び当該運営の必要な支援に関して協議する機関とし、香美町教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営の参画並びに支援及び協力を促進することにより、相互の信頼関係を深め、開かれた学校運営及び児童生徒の健全育成に取り組む。
- 委員は15人以内とし、教育委員会が任命する。
- 令和5年4月1日施行

<議案第14号 質疑なし>

(教育長)

議案第14号を会議に諮り、全員異議なく可決

7 協議事項

(1) 香住区小学校等再編検討委員会における検討結果について

(教育総務課長)

2月14日(火)に開催した第3回香住区小学校等再編検討委員会において承認を得た、幼稚園の統合方式等について説明

- 第2回委員会で事務局案を提示し、それぞれの委員が持ち帰り、PTA会員や地域の方の意見を集約していただいた上で、第3回委員会において協議をしていただいた。
- 事務局案：統合の方式は香住幼稚園への編入統合とする。統合後の園舎は現在の香住幼稚園を使用する。園名は香住幼稚園とする。園歌は現在の香住幼稚園の園歌を引き継ぐ。園章は現在の香住幼稚園の園章を引き継ぐ。

- 各委員の所属団体（区長会やP T A）における意見聴取の範囲や内容について報告を受け、香住区区長会以外の各団体の意見として、「事務局案通りでよい。」「事務局案に賛成である。」「事務局案に異論はない。」と報告を受けた。香住区区長会は2月2日に協議をされたが、認定こども園化がもっと早くならないかという議論に終始し、幼稚園の統合方式等についての意見集約までまとまらなかったと報告を受けた。
- 検討委員会の意見としては、全て事務局案通りにすることを確認した。

<質疑・意見なし>

(2) 令和5年度香美町教育の重点（案）について

（教育総務課副課長）

素案からの追記及び修正箇所について説明

- 「はじめに」及び「新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応等について」を記載
- 重点事項にはジオン君のマーク、新規事業には「NEW」のマークを付している。
- 3ページ～、「令和5年度の教育・保育に臨む基本的な考え方」該当するグラフを記載
- 13ページ、<基本方針2>「豊かな心づくり」の推進：(4)体験的な「ふるさと教育」の推進のNo.2、「本町ふるさと教育」を「香美町ふるさと教育」に文言修正
- 18ページ、<基本方針5>幼児期の教育の充実：(1)幼児期での「学びの芽生え」の確立のNo.1「幼稚園・こども園」を「幼稚園・認定こども園」に文言修正
- 26ページ、<基本方針7>学校の「組織力・教育力」の向上：(4)内面理解に基づく生徒指導の充実のNo.1の主な内容の文言を全て修正
- 33ページ、<基本方針9>地域の教育力の向上：(2)コミュニティ・スクールの推進の「学校と地域住民」を「学校と地域住民等」に文言修正
- 40ページ、<基本方針11>スポーツの振興：高校生を主体としたウォーキングイベントの開催や高校生にスポーツツーリズムやイベント運営の講義を行うとあるが、村岡高校を対象に新規の取組を行う。

<質疑・意見なし>

(3) 令和5年度入学（園）式の予定について

（教育総務課長）

日程は、小学校、中学校、1年制幼稚園4月10日。柴山保育所・小代認定こども園4月5日、2年制幼稚園4月11日、町長部局及び来賓の臨席は控える。

教育委員の出席について協議し、割り振りは次のとおり。

- ・安田委員 佐津小学校、長井幼稚園、柴山保育所
- ・多田委員 香住小学校、香住第一中学校、柴山幼稚園
- ・田路委員 兔塚小学校、村岡幼稚園
- ・上田委員 小代小学校、小代認定こども園

(1) 教育総務課・・・報告者：教育総務課長

○第3回香住区小学校等再編検討委員会について

- ・2月14日(火)開催の第3回委員会において、通学方法の案を提案させていただいた。

奥佐津小学校区 → スクールバスによる通学

佐津小学校区

訓谷、無南垣地区 → スクールバスに一般の方も混乗する形態の町民バス

相谷、安木、米地 → スクールバス

鑑地区 → JRからスクールバスに変更

柴山・長井・余部小学校区 → バス通学を基本に今後検討していく。

- ・次回の検討事項として、それぞれの委員に持ち帰っていただき、保護者や地域の方の意見を聞いた上で、次回協議していただく予定である。

【質疑内容】

(多田委員)

降りる場所は町の駐車場ですか。

(教育総務課長)

具体的にはこれから詰めていきますが、スクールバスについては、正門前の半円の部分が、香住小学校を整備したときに将来的にスクールバスの発着場所と考えて整備をしております。町民バスの場合は、但馬銀行の前がバス停になっていますけれども、反対側のかな川さんの前が狭いので、全但バスと協議をして、ルート変更するようなことも考えながら安全対策をしていきたいと思っています。

(田路委員)

統合によって朝が早くなったり、下校の時は部活もあつたりするので、下校の時間差というのは結構難しいようにも思いますけれども、年間通してこれ1本みたいな感じでやっておられるのですか。

(教育総務課長)

部活については、夏と冬とで終了時間が違いますので、スクールバスもそれに合わせて出発時間は変えておりますし、今後、柴山、長井、余部を検討していく時点では、中学校と同じ路線に乗って、部活に合わせた時間調整というのは検討はしています。

(2) こども教育課・・・報告者：こども教育課長

○卒業式におけるマスクの取扱い

県教育委員会から、卒業式におけるマスクの取扱いについて通知があり、児童生徒、教職員はマスクをしないことを基本とするが、校歌、歌・呼びかけについてはマスクを着用、来賓と保護者はマスクを着用するとしている。中学校は、卒業式の2日後が入試であるため、取扱いについて協議中である。

(3) 生涯学習課・・・報告者：生涯学習課長

○学校図書室の状況について(説明：生涯学習課副課長)

調査日：令和4年10月～11月

対象者：各校図書担当者

調査者：図書司書

所感：概ね、文部科学省が示す蔵書の基準を満たしている。

文部科学省発表による2020年度の平均貸出冊数（小学校49冊、中学校9冊）と比べると、小学校はバラつきがあり平均88%とやや少なめ、中学校は約2.5倍となっている。ただし、小学校は図書室以外に各学級文庫、クラスに本を置いているが、その貸し出し数は加味していない。

朝読の継続や家読を進めているので、本を読む時間は確保されている。

人気のジャンルから、短い文章は読めても、長文を長時間集中して読むことは難しいと思われる。

読書の推進にあたり、学校図書司書を雇用して各学校を巡回することで、ブックトーク、ストーリーテリング等が可能となり読書の推進が図られると考えている。

9 その他

○3月の定例会について

日時：3月23日（木） 午後1時30分～

会場：香美町役場本庁3階 大会議室

○4月の定例会について

日時：4月24日（月） 午後1時30分～

会場：香美町村岡地域局3階 301会議室

10 閉会

香美町教育委員会会議規則第27条の規定によりここに署名する。

令和5年2月22日

教育長 前田 毅

香美町教育委員会 署名委員 多田 好江

会議録作成者：教育総務課 主幹 宮脇 秋子